



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託（地域・離島課）…………… 1
- 歳入の収納の事務の委託（地域・離島課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の名称の変更の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 土地改良区の役員の就任の届出（村づくり計画課）…………… 3
- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課）…………… 3
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課）…………… 3
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課）…………… 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 4

公安委員会事項

- 警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則を廃止する規則…………… 5

告 示

沖縄県告示第123号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成26年 3月 7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した徴収事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 財団法人地域総合整備財団
 - (2) 所在地 東京都千代田区平河町2丁目5番6号
- 3 委託期間 平成26年2月26日から平成27年2月25日まで

沖縄県告示第124号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成26年 3月 7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した収納事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金、遅延利息及び繰上償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 財団法人地域総合整備財団
 - (2) 所在地 東京都千代田区平河町2丁目5番6号

3 委託期間 平成26年2月26日から平成27年2月25日まで

沖縄県告示第125号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年3月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ひとし眼科	石垣市字真栄里108番地4	平成25年12月3日
医療法人芳醇の会はた内科クリニック	沖縄市美原三丁目22番8号	平成25年12月21日
名護市屋我地診療所	名護市字饒平名460番地1	平成26年1月1日
やえせ歯科	八重瀬町字伊覇273番地6八重の結1F	平成26年1月1日
訪問看護ステーションぎのぞ桑の実	宜野座村字惣慶1894番地4	平成26年1月16日
医療法人ティーシマクリニックひがし野	西原町字内間437番地2	平成26年2月1日
まちだ小児科	北谷町字上勢頭556番地3	平成26年2月3日
やしのきクリニック	石垣市字大川579番地5	平成26年2月5日

沖縄県告示第126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年3月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

名称の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
アイン薬局石垣店	石垣市字真栄里108番地5	いく調剤薬局	アイン薬局石垣店	平成25年11月1日

沖縄県告示第127号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成26年3月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
やえせ歯科	八重瀬町字東風平921番地1コーポサンライズ1F	平成25年12月1日
ひとし眼科	石垣市字真栄里108番地4	平成25年12月3日
はた内科クリニック	沖縄市美原三丁目22番8号	平成25年12月20日
公益社団法人北部地区医師会屋我地診療所	名護市字饒平名460番地1	平成26年1月1日
まちだ小児科	北谷町字上勢頭556番地3	平成26年1月1日

医療法人ティーシマクリニックひがし野	西原町字内間437番地 2	平成26年 1月 30日
--------------------	---------------	--------------

沖縄県告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり金武町土地改良区から役員が就任した旨の届出があった。

平成26年 3月 7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	吉野久一	金武町字屋嘉94番地
理事	島本弘保	金武町字屋嘉198番地の 2
理事	金城廣	金武町字屋嘉2651番地
監事	東寛治	金武町字屋嘉70番地

任期 平成26年 2月 10日から平成29年 2月 9日まで

沖縄県告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり本部町塩川土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成26年 3月 7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

氏名	住所
仲地盛元	本部町字崎本部138番地
崎浜秀進	本部町字崎本部31番地
具志堅善丈	本部町字崎本部39番地
荻堂秀治	名護市宮里三丁目22番12号
崎浜秀秋	本部町字崎本部2793番地
崎浜秀茂	本部町字大浜885番地10
崎濱秀政	本部町字崎本部100番地 2

沖縄県告示第130号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年 3月 7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 金武町字金武先謝原10819番
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

沖縄県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成26年3月7日から同月20日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真地久茂地線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	那覇市字識名1100番1から 那覇市字識名1100番1まで	30.0m ~ 42.9m	16.5m
新	那覇市字識名1100番1から 那覇市字識名1100番1まで	30.0m ~ 54.2m	16.5m

沖縄県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成26年3月7日から同月20日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 11号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	豊見城市字真玉橋274番3から 豊見城市字真玉橋274番3まで	30.0m ~ 31.6m	29.7m
新	豊見城市字真玉橋274番3から 豊見城市字根差部421番7まで	30.0m ~ 30.0m	29.7m

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年3月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年1月22日 沖縄県指令士第38号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字兼城339番14ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 神奈川県横浜市戸塚区戸塚町143番地4 株式会社富士開発
代表取締役 小尾一
- 5 検査済証番号 平成26年2月24日 第4078号
- 6 工事完了年月日 平成26年2月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 3月 7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年12月16日 沖縄県指令土第1025号、平成25年12月26日 沖縄県指令土第1326号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字与那城仲那覇139番 1 ほか51筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 西原町字嘉手苺112番地 西原町長 上間明
- 5 検査済証番号 平成26年 2月24日 第4080号
- 6 工事完了年月日 平成26年 2月 7日

公 安 委 員 会 事 項

沖縄県公安委員会規則第2号

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成26年 3月 7日

沖縄県公安委員会

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則を廃止する規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則（昭和50年沖縄県公安委員会規則第10号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年 3月 7日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---